特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
33	令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金支給事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

徳島市は、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

徳島市長

公表日

令和4年7月29日

[平成31年1月 様式2]

請求先

I 関連情報					
1. 特定個人情報ファイル	ンを取り扱う事務				
①事務の名称	令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金支給事務				
②事務の概要	新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、その影響により苦しんでいる子育で世帯を支援する観点から「令和3年度子育で世帯等臨時特別支援事業支給要領」(令和3年11月26日付け府政経運第399号及び令和3年12月21日付け府政経運第423号内閣府政策統括官(経財財政運営担当通知)に基づき、令和3年度子育で世帯への臨時特別給付金を早期に支給するための基礎とする情報の管理に関する事務。 また、支給要件の該当性を判断するために特定個人情報を取り扱い、その管理に当たっては、以下の事務により行う。 1. 積極支給対象者(申請不要)の抽出に関する事務 ①プッシュ型支給対象者(令和3年9月分児童手当(令和3年10月から令和4年3月分の新規認定者を含む))の抽出 ②お知らせ文(支給の通知)の送付 2. 受付及び認定並びに受給資格の審査にお関する事務 ①申請対象者(公務員・高校生等養育者等)申請書の受付 ②支給要件該当の当否の審査 ③支給・不支給決定通知書及び却下通知書の送付 3. 給付金の支給 積極支給対象者及び申請対象者に対し、給付金の支給を行う。				
③システムの名称	児童手当システム、新窓口対応システム(庁内連携システム)、個人・法人管理システム(宛名システム)、番号連携システム、中間サーバーシステム、住民基本台帳ネットワーク(コミュニケーションサーバー)システム				
2. 特定個人情報ファイル	名				
令和3年度子育で世帯への闘	島時特別給付金ファイル				
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第九条第一項別表第一の百の項、別表第一主務省令第七十三条、別表第一告示(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十三条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示)三号、四号)				
4. 情報提供ネットワーク	システムによる情報連携				
①実施の有無	<選択肢>1)実施する2)実施しない3)未定				
②法令上の根拠	①番号法第十九条第八号 別表第二 【別表第二における情報照会の根拠】百二十一の項 ②別表第二省令 【情報照会の根拠】五十九条の四				
5. 評価実施機関におけ	る担当部署				
①部署	子ども未来部子ども政策課				
②所属長の役職名	子ども政策課長				
6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開示	-訂正-利用停止請求				
	徳島市総務部総務課情報公開担当				

770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5152 徳島市子ども未来部子ども政策課 770-8053 徳島県徳島市沖浜東2丁目16番地 088-621-5244

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

徳島市子ども未来部子ども政策課 770-8053 徳島県徳島市沖浜東2丁目16番地 088-621-5244

連絡先

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か		令和	4年3月31日 時点				
2. 取扱者勢	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和4年3月31日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価	西書の種類					
[基礎	項目評価	書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及 3) 基礎項目評価書及	なび重点項目評価書 なび全項目評価書		
2)又は3)を選択した評価実施 れている。	を機関に1	ついては、それぞれ重	点項目評	画書又は全項目評価書において、リ <i>フ</i>			
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)							
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れてい 2)十分である 3)課題が残されてい			
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れてい 2)十分である 3)課題が残されてい			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れてい 2)十分である 3)課題が残されてい			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない							
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れてい 2)十分である 3)課題が残されてい			
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワーク	システム	を通じた提供を除く。) [〇]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れてい 2)十分である 3)課題が残されてい			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	≤の接続		[]接続しない(入手) [〇]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れてい 2)十分である 3)課題が残されてい			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]	く選択肢> 1)特に力を入れてい 2)十分である 3)課題が残されてい			
7. 特定個人情報の保管・2	肖去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れてい 2)十分である 3)課題が残されてい			
8. 監査							
実施の有無	[O]	自己点検	[]	内部監査 [] 外部	3監査		
9. 従業者に対する教育・啓	発						
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1)特に力を入れて行 2)十分に行っている 3)十分に行っていな			

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明